

〈決済用普通預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	決済用普通預金（決済用預金に該当します。）	
2. 販 売 対 象	法人および個人の方	
3. 期 間	期間の定めはありません。	
4. 預 入	預入方法	随時預入できます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
5. 払 戻 方 法	随時払い戻しできます。	
6. 利 息	お利息はつきません。	
7. 税 金	_____	
8. 手 数 料	キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。	
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。	
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	_____	
11. 金利情報の入手方法	_____	
12. 苦 情 処 理 措 置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。</p> <p>～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051） フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時 F A X 03-6739-7771</p>	
紛 争 解 決 措 置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	
13. その他参考となる事項	公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取もできます。	
14. 預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度の対象となります。 決済用預金に該当しますので全額保護されます。	